

学 校 教 育 目 標
自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる 人間性豊かでたくましい児童の育成 【めざす児童像】 ○よく考える子 ○やさしい子 ○たくましい子

い じ め に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方
子どもたちが、未来への夢や希望を大きく膨らませながら成長していくことは、教職員のみならず保護者や地域住民の願いであり、こうした期待に応えることができる環境づくりが、学校教育に課せられた大きな使命である。 つまり学校は、子どもたち一人ひとりにとって、楽しく学び、生き生きと活動できる場でなければならない。したがって、このような場を阻害する要因となるいじめは、どの子にも起こり得るものであることを全職員が強く認識し、根絶に向けて保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら教育活動を推進する。

具体的対策

PTA等との連携	いじめ防止対策委員会	関係機関との連携
【基本的な考え方】 いじめ問題は、学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者やPTA等に提供しながら、協力していじめを許さない環境を整える。 【PTAとの連携】 ○積極的な広報活動 広報誌等での啓発活動 ○各種会合等での研修活動 いじめに関する研修会の実施等 【家庭との連携】 ○基本的生活習慣のしつけ 善悪の区別、正義感、思いやりの心の育成のための取組 【学校支援会議等地域関係団体との連携】 ○定期的な会議における意見交換等による情報の提供収集及び収集	【活動の目的】 ○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核としての役割 ○いじめの相談・通報の窓口としての役割 ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 【構成員】 ○学校 校長、教頭、必要に応じた関係職員（教務主任、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭） ○外部専門家（必要に応じて参加） 学校支援会議委員、民生委員、主任児童委員、校医 等 【事務局】 ○事務局を学校に置く 【会議】 ○年3回（学期に1回）を基本とするが、必要に応じて臨時的に開催する。	【基本的な考え方】 いじめの防止、対応等は学校だけでできるものではない。関係機関と情報交換等連携を図ることにより、より実効的な取組を行う。 【市教育委員会】 ○報告・連絡・相談の徹底 【中学校との連携】 ○情報交換と情報提供 【島原警察署】 ○児童生徒の問題行動の情報収集と相談 ○いじめ問題情報の提供、通報、相談 等 【島原市子ども課】 ○情報提供と情報収集 ○家庭訪問等の依頼 【島原市少年センター】 ○非行等の情報収集